

## 年金についてのお知らせ

### 令和2年度の国民年金保険料について

令和2年度の国民年金保険料は 月額 16,540円です。

### 令和2年度の学生納付特例受付が始まります

学生納付特例は所得の少ない学生が、年金保険料の納付を先送り(猶予)できる制度です。

対象者は大学(大学院)、短大、専門学校等の各種学校に在学する学生などで本人の前年所得が基準以下(118万円+扶養親族数×38万円+社会保険料控除等)の人です。※2月27日時点

学生納付特例の猶予期間は4月～翌年3月で毎年度申請が必要です。年金手帳やマイナンバーがわかるもの、学生証(有効期限等が記載)または在学証明書(原本)、印鑑を持って住民人権課で申請してください。

令和元年度に学生納付特例制度で納付猶予されている人で、引き続き在学予定の人には、はがき形式の学生納付特例申請書が日本年金機構より送付されます。令和2年度も納付猶予を希望する人は、このはがきに必要事項を記入し返送してください。(学生証などの写しの添付は不要です。学校などが変更になった場合、住民人権課にてあらためて申請してください。)

### 離婚時の年金分割制度

離婚した場合、2人の婚姻期間について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額を分割して、年金額を2人で分割できます。離婚後2年以内に手続きを行う必要があるため、早めに大垣年金事務所まで相談ください。

問 住民人権課 ☎32-1104 大垣年金事務所 ☎78-5166

## 千の風の会について

県自死遺族の会(千の風の会)では、大切な家族を自死で亡くした人が、悲しみや深い思いを安心して語り合える「分かち合いの集い」や、千の風の会のメンバーが、小人数で、自死遺族のお気持ちをお聴きする「サポートスペースれんげ草」を開催しています。(申込不要)

#### 開催日時

分かち合いの集い	奇数月の第4日曜日 13時30分～16時
サポートスペースれんげ草	毎月第1水曜日 10時～11時30分 (4月、5月は第2水曜日)

■場 所 県精神保健福祉センター(県障がい者総合相談センター2階 集団療法室)  
岐阜市鷺山向井2563-18

■参加費 無料

■対 象 家族を自死で亡くした人

問 県精神保健福祉センター(県障がい者総合相談センター内) ☎058-231-9724